

常陸大宮市建設工事等入札参加者資格審査事務処理要領

改正 令和6年3月5日

(趣旨)

第1条 この要領は、常陸大宮市建設工事等入札参加者資格審査要項（以下「資格審査要項」という。）

第12条の規定に基づき、建設工事及び建設コンサルタント業務に係る入札参加者資格審査事務の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、資格審査要項に規定する用語の意義の例による。

(申請書の提出方法)

第3条 資格審査要項第5条に規定する資格審査申請書は原則として電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用し、提出するものとする。この場合において、資格審査要項第6条当該各号に定める添付書類については、書留郵便により提出しなければならない。

2 前項の規定による電子情報処理組織を利用した申請書の提出が困難であるときは、申請書その他の提出書類を書留郵便により提出することができる。

(資格審査申請書の提出期限等)

第4条 資格審査要項第5条に規定する資格審査申請書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 入札の参加資格に関する定期の資格審査（以下「定期資格審査」という。）

平成30年を基準として隔年10月1日から12月31日までの間において市長が定める期間

(2) 定期資格審査の実施後において、新たに資格審査を受けようとする者（既に資格審査を受けた者で、新たな業種に係る資格審査を受けようとする者を含む。）を対象として行う資格審査（以下「追加資格審査」という。）

定期資格審査を実施した年の翌年の10月1日から11月30日までの間において市長が定める期間

(3) 前各号に定める資格審査のほか、特別な理由があると市長が認めた者又は共同企業体を対象として行う資格審査（以下「随時資格審査」という。）

市長が定める期間

(参加資格の有効期間)

第5条 定期資格審査に係る有資格者の参加資格の有効期間は、当該資格審査を実施した年の翌年の4月1日から2年間とする。

2 追加資格審査及び随時資格審査に係る有資格者の参加資格の有効期間は、定期資格審査により決定を受けた有資格者の残存期間とする。

(有資格者の格付)

第6条 資格審査要項第7条第1項の規定により決定した建設工事に係る有資格者のうち、次の各号に掲げる工事種別に該当する者については、発注金額の標準となる等級の格付（以下「格付」という。）を行うものとする。

(1) 土木一式工事（建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる土木一式工事をいう。以下同じ。）

(2) 建築一式工事（建設業法別表の上欄に掲げる建築一式工事をいう。以下同じ。）

(3) 舗装工事（建設業法別表の上欄に掲げる舗装工事をいう。以下同じ。）

(4) 水道施設工事（建設業法別表の上欄に掲げる水道施設工事をいう。以下同じ。）

(格付の方法)

第7条 格付は、資格審査要項第3条第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査により評価された数値（以下「客観点数」という。）及び主観的事項の審査に関する取扱基準（別記第1）に基づく審査結果の数値（以下「主観点数」という。）を合計した数値（以下「総評点」という。）により行うものとする。

2 前項の総評点に関する格付区分は、別記第2によるものとする。

(格付の調整)

第8条 前条第1項の規定により格付を行う場合において、次の各号に該当する有資格者については、当該各号に定めるところにより格付の調整を行うものとする。

- (1) 格付等級が前年度格付等級の2等級以上上位の等級となるときは、当該格付等級の1等級下位の等級に格付する。
- (2) 建設工事の資格審査申請時の経営規模等評価結果通知書に基づく年間平均完成工事高が無い業種の格付をするときは、当該格付等級の1等級下位の等級に格付する。
- (3) 新規に入札参加の資格を得た業種について格付けをする場合は、当該格付等級の1等級下位の等級に格付けする。
- (4) 他の者の格付等級との著しい不均衡、格付決定時における経営不信その他特別な理由があると認められるときは、格付を調整し、又は格付をしないことができる。

(標準発注金額区分)

第9条 格付をした者を対象として建設工事を発注する場合の標準となる金額は、別記第3によるものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、入札参加資格審査事務に関し必要な事項は、常陸大宮市建設工事等入札参加者資格審査会規程（昭和63年大宮町訓令第7号）第1条に規定する常陸大宮市建設工事等入札参加者資格審査会において審議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要領は、常陸大宮市建設工事等入札参加者資格審査要項（平成20年訓令第48号）の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別記第1（第7条関係）

主観的事項の審査に関する取扱基準

第1 審査項目

- (1) 市工事の施工成績等
- (2) 地域貢献度
- (3) 指名停止措置期間及び件数

第2 審査方法

- (1) 市工事の施工成績等

ア 定期資格審査を実施した年及びその前年中（以下「審査対象期間」という。）に完成検査を実施した常陸大宮市建設工事成績評定要領（平成18年常陸大宮市訓令第39号）第2条に規定する格付対象工事ごとの評定結果の平均値を算出し、次の基準により数値を定める。ただし、対象となる工事が2件未満の場合は対象外とする。（共同企業体（以下「JV」という。）の評定結果は、当該JVの各構成員の数値として取扱うものとする。）

評定点の平均値	80点以上	75点以上 80点未満	70点以上 75点未満	65点以上 70点未満	60点以上 65点未満	55点以上 60点未満	55点未満
数値	60	40	20	0	△10	△20	△40

イ 審査対象期間中に常陸大宮市優秀建設業者表彰要綱（令和5年常陸大宮市訓令第7号）の規定により優秀建設業者の表彰を受けた者については、格付対象業種ごとに、1回の表彰につきアの数値に10点を加点する。

- (2) 地域貢献度

審査対象期間における地域への貢献度について、別記第4に定める地域貢献度の算定に関する取扱基準に基づき、30点を限度として、加点を行う。

- (3) 指名停止措置期間及び件数

審査対象期間に受けた常陸大宮市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成2年大宮町訓令第13号）に基づく指名停止措置について、次の基準により数値を定める。（JVが受けた指名停止措置件数は、当該JVの各構成員が受けた件数として取扱うものとする。）

措置期間	2週間以内	2週間を超え 1ヶ月以内	1ヶ月を超え 6ヶ月以内	6ヶ月を超える
数値	件数の△5倍	件数の△10倍	件数の△15倍	件数の△20倍

- (4) 主観点数算出

(1)～(3)の合計点を主観点数とする。

別記第2（第7条関係）

総評点に関する格付区分

等級 工事種別	A	B	C
土木一式工事	770点以上	620点以上 770点未満	620点未満
建築一式工事	700点以上	600点以上 700点未満	600点未満
舗装工事	730点以上	600点以上 730点未満	600点未満
水道施設工事	680点以上	600点以上 680点未満	600点未満

別記第3（第9条関係）

格付に関する発注標準金額区分

等級 工事種別	A	B	C
土木一式工事	15,000千円以上	5,000千円以上 30,000千円未満	10,000千円未満
建築一式工事	10,000千円以上	5,000千円以上 30,000千円未満	10,000千円未満
舗装工事	10,000千円以上	3,000千円以上 15,000千円未満	5,000千円未満
水道施設工事	10,000千円以上	3,000千円以上 15,000千円未満	5,000千円未満

別記第4

地域貢献度の算定に関する取扱基準

常陸大宮市建設工事等入札参加者資格審査事務処理要領の別記第1に規定する地域貢献度については、常陸大宮市内に本社又は建設業法に基づく営業所等を有する者に限り加点の対象とし、次の基準により取扱うものとする。

1. 格付対象業種ごとに20点を限度として次のとおり加点をする。ただし、重複する加点業種がある場合は、完工高の最も多い業種にのみ加点するものとする。

〈土木一式工事〉

- ア 市と防災協定を締結している団体等に所属し、市の要請に基づき巡回パトロールや災害援助、救済活動等に参加した実績のある者に対し、10点を加点する。
- イ ボランティア活動として、自主的に市内の道路又は河川の清掃活動等に参加した実績のある者に対し、10点を限度として加点する。
- ウ その他、地域社会に貢献したと認められる者に対し、10点を限度として加点する。

〈建築一式工事〉

- ア 市と防災協定を締結している団体等に所属し、市の要請に基づき巡回パトロールや災害援助、救済活動等に参加した実績のある者に対し、10点を加点する。
- イ その他、地域社会に貢献したと認められる者に対し、10点を限度として加点する。

〈舗装工事〉

- ア 市と防災協定を締結している団体等に所属し、市の要請に基づき巡回パトロールや災害援助、救済活動等に参加した実績のある者に対し、10点を加点する。
- イ その他、地域社会に貢献したと認められる者に対し、10点を限度として加点する。

〈水道施設工事〉

- ア 市と防災協定を締結している団体等に所属し、市の要請に基づき巡回パトロールや災害援助、救済活動等に参加した実績のある者に対し、10点を加点する。
- イ 市の要請に基づき水道管の漏水修繕を行った実績のある者に対し、次のとおり加点する。
 - 1件以上20件未満 5点
 - 20件以上50件未満 10点
 - 50件以上 20点
- ウ その他、地域社会に貢献したと認められる者に対し、10点を限度として加点する。

2. 常陸大宮市在住の従業員（役員は除く。）を5人以上雇用している者に対し、格付を行うすべての業種について、次のとおり加点する。

- 5人以上10人未満 5点
- 10人以上 10点